国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター
障害学生支援室会議内規

平成19年12月18日制定
令和６年３月28日改正

（趣旨）

第１条　この内規は，国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター規程第６条第２項の規定に基づき，障害学生支援室会議（以下「室会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　室会議は，障害学生の支援に関し，次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴　障害学生の就学支援に関する事項

⑵　障害学生について必要とされる他大学との連携に関する事項

⑶　その他障害学生支援に関し必要な事項

（組織）

第３条　室会議は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴　室長

⑵　基礎医学講座の教員　若干名

⑶　臨床医学講座または医学部附属病院各部の教員　若干名

⑷　看護学科の教員　若干名

⑸　学務課課長補佐

⑹　その他室長が必要と認める者　若干名

２　前項第２号から第４号までの委員は，室長の指名を経てセンター長が委嘱する。

３　第１項第２号から第４号までの委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。

４　第１項第６号の任期は室長が定める。

５　欠員により補充された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）

第４条　室会議に議長を置き，室長をもって充てる。

２　議長は，室会議を招集する。

３　議長に事故あるときは，あらかじめ議長が指名した委員が，その職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第５条　室会議に必要があるときは，委員以外の者の出席を求めて，意見を聴くことができる。

（専門委員会等）

第６条　室会議に専門の事項を審議・検討させるため，専門委員会等を置くことができ

る。

（事務）

第７条　室会議の事務は，学務課において処理する。

（雑則）

第８条　この内規に定めるもののほか，室会議の運営に関し必要な事項は，室会議が別に定める。

附　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和元年７月１日から施行する。

附　則

この内規は，令和６年４月１日から施行する。